

アイルランドー日本 ワーキング・ホリデープログラム

申請のご案内

**A version of this note is available in the English language and can be downloaded from the website of the Embassy of Ireland in Tokyo at <https://www.dfa.ie/irish-embassy/japan/our-services/visas/working-holiday-authorisations/>**

ワーキング・ホリデー・プログラムは、アイルランド政府と日本政府主導のもと、日本国籍を有する青少年に対し、最大1年間アイルランドに滞在し、休暇の付随的側面として就労を可能とするものです。この制度の目的として、日本の青少年にアイルランドの文化、風景、人々を紹介すると共に休暇に加え就労、英語学習の機会も与えられます。

アイルランドへの渡航や就労に関するこのプログラムについての詳細は大使館ウェブサイトをご覧ください。

ここでは、日本国籍の方の申請方法についてご説明します。アイルランド国籍の方でこのプログラムで日本への渡航を希望されている方は、在アイルランド日本大使館にお問い合わせください。

#### ステップ1 申請資格

初めに申請資格をご確認ください。ワーキング・ホリデープログラムは以下の基準を満たす全ての日本国籍の方が対象となります。

1. 現在日本に居住していること（申請時を含む）
2. 一定期間（最長1年）アイルランドで休暇を過ごすことを本来の目的とすること
3. 申請書受理時点で、年齢が18歳以上25歳以下であること。全日制の学校に在籍していたか、常勤（フルタイム）で就労していた場合は最大30歳まで引き上げ可能。
4. 扶養家族（配偶者含む）を同伴しないこと。扶養家族に申請資格がある場合は、それぞれ申請することが可能です。
5. 有効なパスポートと帰国用航空券、または、それが購入できる十分な資金を保持していること。

6. アイルランド滞在中、宿泊費等を含めて生活に必要な資金を有すること
7. 以前「ワーキング・ホリデープログラム」でアイルランドへ渡航した経験がないこと
8. 健康かつ、犯罪歴が無いこと
9. 医療保険に加入すること

上記申請資格を有する方は、申請が可能です。次は、申請時期について説明します。

## ステップ2 申請時期

アイルランド大使館では、年に数回ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション（許可証）を発給します。申請書は申請受付期間外には、受領いたしません。次の、申請時期については、アイルランド大使館のウェブサイト <https://www.dfa.ie/irish-embassy/japan/our-services/visas/working-holiday-authorisations/> をご確認ください。申請時期になりましたら、申請書をダウンロードし、手続きを行ってください。

## ステップ3 申請書類

アイルランド大使館ウェブサイト <https://www.dfa.ie/irish-embassy/japan/our-services/visas/working-holiday-authorisations/>

より申請書をダウンロードし、英語で記入のうえ、以下の書類と一緒に提出ください。（提出書類は返却致しません。）

- 1) 写真 2枚（6ヶ月以内に撮影したもの）
  - \* 1枚は申請書に貼付して下さい。
- 2) 有効なパスポートの顔写真のページとスタンプが押印されているページのコピー（A4サイズの用紙にコピー）
  - \* アイルランドを出国する時点で、有効期間は6ヶ月以上必要です。（6ヶ月+滞在期間）
  - \* パスポートの原本は、大使館から許可が下りるまで送る必要はありません。
- 3) 履歴書（英文）
  - \* フォーマットは特にありませんので、書籍等で紹介されている一般的なもの
- 4) 最終学歴校の卒業証明書又は成績証明書。現在就学中の方は、在籍証明書でも可。（英文）
- 5) 個人資金として50万円以上の金額を示す本人名義の残高証明書の原本（英文）
- 6) 住所、氏名、80円切手貼付の返信用封筒（定形最大サイズ：12 x 23.5 cm）

このプログラムの申請費用は無料です。

#### ステップ4 申請書類送付先

以下のアイルランド大使館の住所へ申請書類一式ご郵送ください。

〒102-0083

東京都千代田区麴町 2-10-7 アイルランドハウス  
アイルランド大使館 ワーキング・ホリデープログラム係

ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション（許可証）の発給の有無については、申請受付終了後、順次お知らせいたします。申請許可がおりるまで、航空券の購入は行わないでください。なお、正確な発給日はお約束できませんのでご了承ください。

#### ステップ5 医療保険と航空券

申請許可が下りましたら、医療保険の加入と航空券の購入が必要となります。ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション（許可証）が発給される前に、アイルランド大使館に医療保険証書（又は付保証明）の原本とコピー、及び航空券の予約確認書又はEチケットを提出してください。同時にパスポートの原本も一緒に書留にて郵送願います。

上記受領、確認後、ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション（許可証）を発給します。

なお、アイルランド入国から30日以内に、アイルランド警察入国管理局（GNIB）にて外国人登録をする必要があります。

添付の説明書をご覧のうえ、このプログラムのその他の情報につき、大使館ウェブサイトにてご確認ください。

アイルランド大使館連絡先：

〒102-0083

東京都千代田区麴町 2-10-7 アイルランドハウス  
アイルランド大使館

Tel: 03-3263-0695 Fax: 03-3265-2275

URL: <https://www.dfa.ie/irish-embassy/japan/our-services/visas/working-holiday-authorisations/>

## アイルランドー日本 ワーキング・ホリデープログラム

### 説明書

- 1) ワーキング・ホリデー・オーソリゼーション（許可証）の有効期限は最大1年です。例えば、2009年1月2日に入国した場合、期限は2010年1月1日を超えることはできません。
- 2) 申請者は、年齢が18歳以上25歳以下であること。全日制の学校に在籍していたか、常勤（フルタイム）で就労していた場合は最大30歳まで引き上げ可能。
- 3) 申請許可がおりましたら、アイルランド滞在中に事故または病気になった場合に備えて全期間をカバーする医療保険の加入が必要となります。
- 4) アイルランド政府当局は状況により、ワーキング・ホリデーの申請者に対し、拒否する権利を留保します。
- 5) このプログラムを行っている他の国同様、入国の際は通常の入国審査が必要となります。また、アイルランド入国の際、入国審査官は残高証明書等の提示を求める場合があります。